

長野市空き家解体・利活用事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、長野市空き家等対策計画に基づき、安全で安心な暮らしの確保及び居住環境の改善を図るため、市内にある空き家の解体又は空き家を解体した跡地の利用及び活用（以下「利活用」という。）をしようとする者に対して、その解体又は利活用に要する費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、長野市補助金等交付規則（昭和61年長野市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 市内の一の敷地に所在する空き家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項（以下「空家法」という。）に規定する空家等（この号において「空家等」という。）であって、1年以上使用されていないものをいう。ただし、空家等のうち建築物にあっては、戸建住宅（延べ面積の2分の1以上が居住の用に供されていた併用住宅を含む。）又は長屋建住宅（隣接する住戸との界壁が二重となっている場合その他のそれぞれの住戸が別個の建築物である場合の空き住戸部分を含む。）に限る。
- (2) 老朽危険空き家 空き家のうち、空家法第2条第2項に規定する特定空家等（自主的な対応が可能な者に対する空家法第14条第3項に規定する命令に係るものを除く。）及び特定空家等に準ずるものとして市長が認めるものをいう。
- (3) 解体工事 老朽危険空き家に係る敷地（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号に定めるものをいう。）内の建築物、工作物（地盤面下にあるものを除く。）及び立木その他の土地に定着する物の全てを解体し、及び撤去し、並びにそれに伴い発生した材料を運搬し、及び処分をする工事をいう。ただし、特別な理由があるものとして市長が認めるものは、解体し、及び撤去しないことができる。
- (4) 解体跡地 建築物の解体に着手する日又は補助金の交付を申請する日のいずれか早い日において空き家であり、かつ、当該空き家の解体完了後1年以内に住宅又は店舗の建設工事に着手する敷地をいう。ただし、補助金の交付を申請する日以降に解体に着手する場合においては、交付を申請する日の属する年度の3月31日までに建設工事を完了し、かつ、実績報告書を提出できるものに限る。
- (5) 所有者等 登記記録又は固定資産課税台帳に所有者若しくは共有者として記録されている者又はその相続人をいう。

(交付対象者)

第3 補助金の交付の対象となる者は、個人であって次の各号に該当するものとする。

- (1) 空き家の所有者等その他公的機関により空き家を解体する権限を許可された者であって、特別な理由があるものとして市長が認めるものであること。
- (2) 補助金の交付を申請する日の属する年の前年（1月1日から6月30日までの間

にあつては、前々年)の収入金額又は所得金額が別表に掲げる金額以下であること。この場合において、老朽危険空き家が共有物であるとき又は相続人が申請するときは、所有者等の全員の収入金額又は所得金額がそれぞれ別表に掲げる金額以下であること。

- (3) 地方税法（昭和25年法律第 226号）第 5 条の規定による本市が課する市税を滞納していないこと。この場合において、老朽危険空き家が共有物であるとき又は相続人が申請するときは、所有者等の全員が当該市税を滞納していないこと。
- (4) この要綱による補助金及びこれに類似するものとして市長が認める補助金、助成金等の交付を受けていないこと。
- (5) この要綱による補助の対象事業が完了した後の敷地、建物等を適切に管理することができる者であること。
- (6) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、暴力団関係者（長野市暴力団排除条例（平成26年長野市条例第40号）第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）その他市長が適当でないと認める者でないこと。この場合において、空き家が共有物であるとき又は相続人がいる場合にあつては、所有者等の全員が暴力団員、暴力団関係者その他市長が適当でないと認める者でないこと。
- (7) 空き家が共有物である場合又は相続人がいる場合にあつては、所有者等の全員から解体についての同意を得られていること。
- (8) 解体工事は、解体工事対象物が存する土地の所有者等の全員から解体工事についての同意が得られていること。
- (9) 解体工事は、次のいずれかに該当する者と契約すること。
 - ア 建設業法（昭和24年法律第 100号）第 3 条の規定による建設業の許可（土木工事業、建築工事業又は解体工事業の許可に限る。）を受けた者
 - イ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第 104号）第 21条の規定による解体工事業者の登録を受けた者
- (10) 老朽危険空き家に所有権以外の権利が設定されていないこと。
- (11) 利活用にあつては、解体跡地の利用について土地の所有者等の全員から同意が得られていること。

（補助対象事業の種類及び対象経費）

第 4 補助金の交付の対象となる事業の種類及び対象経費（消費税及び地方消費税額は、仕入税額控除の対象となる場合はこれを含まない。）は、次の表のとおりとする。

| 事業の種類 | 対象経費 |
|--------------|--------------------------------------|
| 老朽危険空き家解体事業 | 解体工事に要する費用（家財道具の撤去、運搬及び処分に要する費用を除く。） |
| 空き家解体跡地利活用事業 | 解体跡地に、住宅又は店舗を建設する工事に要する費用 |

2 規則第 4 条の規定による通知を受ける前に対象の事業に着手したものは、補助対

象としない。

- 3 公共事業等の補償の対象となっているものは、補助の対象としない。

(補助金の額)

第5 老朽危険空き家解体事業の補助金の額は、次の各号に定める額のいずれか少ない方の額とする。

(1) 住宅地区改良事業等補助金交付要領（昭和53年4月4日付け建設省住整発第14号）第2第17項に規定する標準建設費等の除却工事費に10分の8を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。この場合において、除却工事費の算出に要する延べ面積については、老朽危険空き家のうち主たる建物一棟に係る延べ面積とし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条又は第6条の2に規定する確認申請の副本図面の写し（以下「確認申請図面」という。）に記載された延べ面積を用いることとする。ただし、現況の延べ面積と異なる場合又は確認申請図面により延べ面積の確認ができない場合は、市長が別に定めるものとする。

(2) 対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、100万円を限度とする。この場合において、補助金の交付を申請する日の属する年の前年（1月1日から1月31日まで及び4月1日から6月30日までの間にあっては、前々年）の所得金額が200万円以下である者の場合（老朽危険空き家が共有物であるとき又は相続人が申請するとき、所有者等の全員の前年又は前々年の所得金額がそれぞれ200万円以下である場合）にあっては、対象経費に10分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を20万円を限度として加算する。

- 2 空き家解体跡地利活用事業の補助金の額は、対象経費（解体跡地に、連名で住宅又は店舗の建設工事請負契約する場合にあっては、住宅又は店舗を建設する工事に要する費用を当該連名で契約する者の人数により除した額を対象経費とする。）に10分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、100万円を限度とする。

(老朽危険空き家の事前調査等)

第6 補助金の交付の対象となる者が、老朽危険空き家解体事業補助金の交付を受けようとする場合は、当該空き家が老朽危険空き家に該当するかどうかについて、あらかじめ市長の判定を受けなければならない。ただし、市長が当該空き家を老朽危険空き家と認める場合は、この限りでない。

- 2 前項に規定する判定の申請は、長野市老朽危険空き家事前調査申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出して行うものとする。

(1) 位置図

(2) 配置図

(3) 現況写真（空き家を含む敷地全景2面以上）

(4) その他市長が必要と認める書類

- 3 市長は、前項の申請があった場合は、書類審査及び現地調査を行い、老朽危険空き家に該当するかどうかを判定し、当該申請をした者に通知するものとする。

4 前項の通知を受けた者は、同項の規定により市長が老朽危険空き家に該当すると判定したものについて、当該通知のあった日からその通知のあった日の属する年度の翌年度までに第7の規定により老朽危険空き家解体事業補助金の交付申請をするものとする。

(補助金の交付申請)

第7 規則第3条に規定する申請書は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 老朽危険空き家解体事業 長野市老朽危険空き家解体事業補助金交付申請書
(様式第2号)

(2) 空き家解体跡地利活用事業 長野市空き家解体跡地利活用事業補助金交付申請書
(様式第3号)

2 規則第3条に規定する関係書類は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 老朽危険空き家解体事業

ア 位置図

イ 老朽危険空き家・空き家の使用状況報告書(様式第4号)

ウ 建物の全部事項証明書(老朽危険空き家が未登記の場合にあっては、固定資産課税台帳の写し、固定資産税納税通知書の写しその他の所有者等であることが確認できる書類)

エ 解体工事の見積書の写し

オ 所得証明書(老朽危険空き家が共有物であるとき又は相続人が申請するときは、所有者等の全員のそれぞれの収入金額又は所得金額が確認できる書類)

カ 市税の滞納がない証明書(納税証明書)

(老朽危険空き家が共有物であるとき又は相続人が申請するときは、所有者等の全員の滞納がないことが確認できる書類)

キ 誓約書(様式第5号)

ク 老朽危険空き家の共有者又は相続人の同意書(様式第6号。共有者がいる場合又は相続人がいる場合に限る。)

ケ 相続関係を説明した図(相続人がいる場合に限る。)

コ 老朽危険空き家の確認申請図面(現況の延べ面積と異なる場合又は確認申請図面により延べ面積の確認ができない場合は、市長が別に定める書類)

サ 長野市老朽危険空き家解体事業補助金交付申請額算出の基礎票

シ その他市長が必要と認める書類

(2) 空き家解体跡地利活用事業

ア 位置図

イ 老朽危険空き家・空き家の使用状況報告書(様式第4号)

ウ 土地の全部事項証明書(解体跡地が未登記の場合にあっては、固定資産課税台帳の写し、固定資産税納税通知書の写しその他の所有者等であることが確認できる書類)

エ 建物の全部事項証明書(現存する建物が未登記の場合にあっては固定資産課

税台帳の写し、固定資産税納税通知書の写しその他の所有者等であることが確認できる書類と、建物が解体済みの場合にあっては閉鎖事項証明書とする。）

オ 建築する住宅又は店舗の配置図、平面図及び立面図（2面）

カ 建設工事の見積書の写し

キ 建設工事工程表

ク 所得証明書

ケ 市税の滞納がない証明書（納税証明書）

コ 誓約書（様式第5号）

サ 解体跡地の所有者、共有者又は相続人の同意書（様式第7号。解体跡地の所有者が交付申請する者と別である場合、共有者がいる場合又は相続人がいる場合に限る。）

シ 相続関係を説明した図（相続人がいる場合に限る。）

ス 長野市空き家解体跡地利活用事業補助金交付申請額算出の基礎票

セ その他市長が必要と認める書類

3 前2項に規定する書類の提出期限は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 老朽危険空き家解体事業 補助金の交付を受けようとする年度の12月28日

(2) 空き家解体跡地利活用事業 補助金の交付を受けようとする年度の2月28日
(補助事業の内容の変更等)

第8 規則第8条の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき 長野市空き家解体・利活用事業変更承認申請書（様式第8号）及び第7第2項に掲げる書類のうち当該変更に係るもの

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 長野市空き家解体・利活用事業中止（廃止）承認申請書（様式第9号）
(実績報告)

第9 規則第9条に規定する実績報告書は、長野市空き家解体・利活用事業実績報告書（様式第10号）によるものとする。

2 規則第9条に規定する関係書類は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 老朽危険空き家解体事業

ア 解体工事の工事請負契約書の写し

イ 解体工事の領収書の写し

ウ 工事写真（着手前、工事中及び完了時の確認ができるもの）

エ その他市長が必要と認める書類

(2) 空き家解体跡地利活用事業

ア 建設工事の工事請負契約書の写し

イ 建設工事の領収書の写し

ウ 工事写真（着手前及び完了時の確認ができるもの）

エ 建築基準法第7条又は第7条の2に規定する検査済証の写し

オ その他市長が必要と認める書類

3 前2項に規定する書類の提出期限は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 老朽危険空き家解体事業 補助事業の完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の1月31日のいずれか早い日

(2) 空き家解体跡地利活用事業 補助事業の完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日

(補助金の交付請求)

第10 規則第12条第2項に規定する請求書は、長野市空き家解体・利活用事業補助金交付請求書(様式第11号)によるものとする。

(交付決定の取消し)

第11 規則第13条に規定するもののほか、市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 関係法令及びこの要綱の規定に違反した場合

(2) 第9第3項に規定する期限までに実績報告書を提出しなかった場合

(3) 仕入税額控除の対象者であることを申告しなかった場合

2 前項の規定は、規則第10条の規定により補助金等の額を確定した後においても適用があるものとする。

(補則)

第12 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(平成30年3月28日長野市告示第141号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月30日長野市告示第151号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱による改正後の長野市空き家解体・利活用事業補助金交付要綱の規定は、令和3年度以後の年度分の補助金について適用し、令和2年度分までの補助金については、なお従前の例による。

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱による改正後の長野市空き家解体・利活用事業補助金交付要綱の規定は、令和4年度以後の年度分の補助金について適用し、令和3年度分までの補助金については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の際、現に改正前の長野市空き家解体・利活用事業補助金交付要綱の規定により老朽危険空き家の事前調査等の判定をしている者のうち、老朽危険空き家解体事業補助金の交付申請をしていない者は、この要綱の施行の日に、改正後の長野市空き家解体・利活用事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）第6第3項の規定により判定及び通知されたものとみなす。この場合において、新要綱第6第4項の適用については、同項中「受けた者」とあるのは「受けたものとみなされた者」と、「判定したもの」とあるのは「判定したものとみなしたもの」と、「当該通知のあった日からその通知のあった日の属する年度の翌年度」とあるのは「令和5年度」とする。

別表（第3関係）

| 区 分 | 金 額 |
|----------|--------------|
| 給与所得のみの者 | 収入金額 1,442万円 |
| その他の者 | 所得金額 1,200万円 |

備考

- 1 収入金額とは、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条に規定する給与等の収入金額をいう。
- 2 所得金額とは、所得税法に規定する不動産所得、事業所得及び給与所得を合計した額をいう。